



福運輸第349号の2
平成29年8月22日

福島県内貨物自動車運送事業者 各位

東北運輸局 福島運輸支局長



トラック運送業における適正な運賃・料金の収受に向けた取組の推進について

標記について、平成29年8月9日付け東自貨第175号により東北運輸局自動車交通部長から別添のとおり通達があったので、貴社におかれましても取扱いに遺漏なきようお願い致します。

東自貨第175号
平成29年8月9日

福島運輸支局長 殿

自動車交通部長
(公印省略)

トラック運送業における適正な運賃・料金の収受に向けた取組の推進について

標記について自動車局貨物課長より通知があったので、了知のうえ貴支局管内事業者
に対し周知されたい。



国自貨第60号
平成29年8月4日

東北運輸局自動車交通部長 殿

自動車局貨物課長
(公印省略)

トラック運送業における適正な運賃・料金の收受に向けた取組の推進について

トラック運送業における適正運賃・料金收受等の取引環境の改善に取り組むため、平成27年度に厚生労働省と共同で設置した「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の下に、「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を平成28年7月に設置し、適正な運賃・料金收受に向けた方策等について検討を進めてきたところである。

当該検討会において、約3割の事業者が附帯業務料、車両留置料等が十分に收受できていない等の状況を踏まえ、適正な運賃・料金の收受のため運賃と料金の範囲を明確化し、運賃とは別建てで料金を收受できる環境を整備する必要があるとされた。

今般、適正な運賃・料金の收受に向け、標準貨物自動車運送約款（平成2年運輸省告示第575号）及び標準貨物軽自動車運送約款（平成15年国土交通省告示第171号）の一部を改正するとともに、「一般貨物自動車運送事業における運賃及び料金について」通達を発出し、併せて「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」及び「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の一部を改正することとする。

については、貴局においても、適正運賃・料金收受の取組が推進されるよう、貴局管下業界団体及び事業者に対し周知徹底されたい。

なお、別添のとおり、公益社団法人全日本トラック協会会長あてに通知したので申し添える。



平成29年8月4日

各地方運輸局自動車交通部貨物課長 殿

沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長 殿

国土交通省自動車局貨物課

標準貨物自動車運送約款等の一部改正に伴う事業者の手續等について

標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款（以下「標準運送約款等」という。）の一部改正に伴い、各事業者における手續について下記のとおり取りまとめましたので、参考に送付いたします。

これに基づき、事業者への指導方をお願いします。

記

1. 改正告示後の標準運送約款等と同一の運送約款に変更する場合

- ・改正告示後の標準運送約款等を営業所に掲示する
- ・「貨物自動車運送事業報告規則に基づく運賃及び料金届出書の取扱要領について」（平成15年2月14日付け国自貨第85号）に基づき、運賃及び料金の変更届出を行う

2. 現在、標準運送約款等ではなく認可を受けた運送約款を使用している事業者が、現在の運送約款に今回の標準運送約款等の改正した項目を追加した運送約款に変更する場合

- ・改正した項目を追加した運送約款を使用することについて、改めて認可申請を行う
- ・認可を受けた運送約款を営業所に掲示する
- ・運賃及び料金の変更届出を行う

なお、引き続き改正告示前の標準運送約款等を使用する場合は、改正告示前の標準運送約款等を使用することについて、認可申請を行うこととする。

また、現在、標準運送約款等ではなく認可を受けた運送約款を使用している事業者が、引き続き現在の運送約款を使用する場合は、手續は不要となる。



事 務 連 絡
平成 2 9 年 8 月 9 日

管内運輸支局首席運輸企画専門官
(輸送・監査担当) 殿

東北運輸局自動車交通部貨物課長

標準貨物自動車運送約款等の一部改正に伴う事業者の手続等について

今般、標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款（以下「標準運送約款等」という。）の一部改正に伴い、各事業者が手続を行う必要があるため、別添本省事務連絡に基づき下記のとおりとりまとめたので管内事業者への周知方お願いします。

記

1. 改正告示後の標準運送約款等と同一の運送約款に変更する場合
 - ・改正告示後の標準運送約款等を営業所に掲示する。
 - ・運送約款に係る申請手続は不要。
 - ・改正告示後の標準運送約款等において、「料金」と明確に規定される「待機時間料」、「積込料・取卸料」、「附帯業務料」について設定する必要があり、これに伴い運賃及び料金の変更届出を行う（変更後30日以内）。
2. 改正告示後の標準運送約款等を使用せず、改正前（現行）の標準運送約款等を使用する場合（現行の運賃及び料金を変更しない場合）
 - ・運送約款の変更認可が必要。
 - ・認可を受けた運送約款を営業所に掲示する。
 - ・運賃及び料金変更届出は不要。



3. 現在、認可を受けた運送約款を使用している事業者の場合

①改正告示後の標準運送約款等に合わせて、料金に係る項目を変更する場合

- ・運送約款の変更認可が必要。
- ・認可を受けた運送約款を営業所に掲示する。
- ・運賃及び料金変更届出が必要。

②引き続き認可を受けた運送約款を使用する場合

- ・運送約款認可、運賃及び料金変更届出の手続は不要。